

パブリックコメント（意見公募）の実施結果について

- ・ 案 件 名 伊東市公共施設等総合管理計画（案）
- ・ 実施期間 平成27年12月7日（月）から平成28年1月5日（火）まで
- ・ 担当課 総務部財政課
- ・ 意見提出数 1人・12件
- ・ 提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	総論	<p>内容が基本方針、実施方針を記載したのみとなっています。方針に加えて、個々の具体的な施設等について、廃止、統合等のスケジュールを記載した計画にすべきだと思います。公共施設等の全数は分かっているわけですから、「表」に整理するなどして、予算の投入時期あるいは負担がなくなる時期などが時系列として分かりやすく記載されていると、市民の理解も一層進むものと思います。</p>	<p>本計画は、総務省が示した策定指針に基づき、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的として策定しています。個別施設計画の基本となる計画と位置付けていますので、個々の施設等についての具体的なスケジュール等については、それぞれの個別計画において定めることとしています。</p>
2	<p>（2）全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策【12頁】</p>	<p>「・・・全体的な視点に基づく意思決定ができる組織体制を別紙のとおり確立させ、・・・」に修正すべき。 〔理由等〕 この計画は平成28年度から稼働するため、組織体制が同年4月1日には確立されていなければなりません。したがって、組織体制を記載すべきです。</p>	<p>組織体制については、関係部課長会議を活用し、機動的に対応することとしています。</p>

3	同上	<p>「・・・別紙に示す専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>この計画は平成28年度から稼働するため、また、技術的な検証が重要であるというため、どのような専門的技術力を持った専門職員を養成するのかを記載すべきです。</p>	<p>公共施設等の維持管理、更新、長寿命化等を実施するに当たって必要となる各専門的技術の全般を指しており、具体的な専門的技術について示す必要はないものと考えています。</p>
4	<p>(3) 現状や課題に関する基本認識</p> <p>【12頁】</p>	<p>「・・・平成28年4月までに公共施設等の管理計画の取組を進める体制を整備し、・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>この計画は平成28年度から稼働するため、同年4月までに公共施設等の管理計画の取組体制を整備するのは当然のことです。</p>	<p>本計画の対象期間は平成28年度からとしましたが、取組体制については計画期間のできるだけ早期に確立し、運用していきたいと考えています。</p>
5	<p>(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <p>【13頁】</p>	<p>「・・・将来コスト試算の結果を踏まえ、合わせて、市民が受けるサービスの効果を勘案しつつ、伊東市の公共施設等を・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>支出としての公共施設等の物理的なコスト計算だけではなく、市民が受けるサービスの効果を収入としてコスト換算し、その差引で考えることが大事です。</p>	<p>(4) 本文に記述したとおり、基本方針は公共施設等を効果的（及び効率的）に管理していくために設定しましたので、市民の皆さんが受けるサービスの効果についても勘案しており、ご意見の趣旨は含まれています。</p>
6	同上	<p>「【基本方針1】保有する公共施設等総量の削減」に修正すべき。（以下「適正化」と記載された部分も同様）</p> <p>〔理由等〕</p> <p>「適正化」ということが「削減」を示すことは明らかで</p>	<p>「削減」だけが目的ではなく、人口規模や財政状況、サービス需要等に相応しい、最適な総量に向けて取り組んでいくという観点から、「適正化」という表現が適切であると考えています。</p>

		あり、政策の指向性を示すために適正な言葉を使うべきです。	
7	同上	<p>「【基本方針2】・・・、合理的計画的な修繕（予防保全）への転換を進め、・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>「計画修繕」は、まだ使えるうちに更新するものですから、必ず無駄な部分も出てきますので、計画性と併せて合理性も必要になります。単に計画的というだけでは不十分です。</p>	<p>計画性だけでなく、合理性や効率性も重要な要素であり、【1 頁】「(1) 背景と目的」の中でも「計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い」と記述していることから、「計画的な修繕（予防保全）」を「計画的効率的な修繕（予防保全）」に修正いたします。</p>
8	同上	<p>「【基本方針2】・・・、ライフサイクルコスト（省略）を縮減することを考慮しつつ、・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>文脈からはライフサイクルコストの「縮減」を考慮することだと思いますので、政策の指向性を明確にするため、「縮減」と記載すべきです。</p>	<p>【14 頁】「イ 維持管理、修繕、更新等の実施方針」の中で記述したとおり、ライフサイクルコストについては縮減を目指すこととしていることから、ご意見のとおり、「考慮し」を「縮減することを考慮しつつ」に修正いたします。</p>
9	同上	<p>「【基本方針3】・・・、施設の整備や管理における民間活力の導入を図り、・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>公共施設等の管理をするわけですから「民」に役割を分担させるのは政策的な誤りです。役割は「官」が負うべきものです。その中で、対価を支払って民の活力を利用するというのが公共政策です。</p>	<p>「官民の役割分担の適正化」という表現では分かりづらく、意図した内容が適切に伝わらないおそれがあるため、ご意見のとおり、「官民の役割分担の適正化」を「民間活力の導入」に修正いたします。</p>
10	同上	「【基本方針4】市民意見の反映	市民の皆さんからのご意見等については、公共

		<p>・<u>公共施設等の管理に当たっては、その所有及び利用の主体である市民の意見を十分に聞き、本計画に基づき必要な事項を反映させます。</u>」を加えるべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>本計画の実施に当たって基本方針の一つにすべき当然の項目です。「(5) フォローアップの実施方針」に似たような記載がありますが、上記項目はそれとは視点が異なり、「基本的な考え方」の中に記載すべき事項です。</p>	<p>施設等を管理するに当たり、当然の前提であり、【基本方針1】で記述したとおり、地域（住民）のニーズや社会情勢を的確にとらえる必要があると考えていますので、ご意見の趣旨は含まれています。</p>
1 1	同上	<p>「ア 点検、診断等の実施方針・・・、<u>定期的に</u>職員の任意調査・点検を実施し、・・・」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>計画的な修繕にせよ、対処的な修繕にせよ、一層の長寿命化を図るには、必要に応じてではなく、定期的な調査・点検が必要です。法定点検は定期的に行われますが、点検項目が決められていますので、それ以外の事項について定期的を実施することが必要です。</p>	<p>定期的な点検については法定点検によることで一定の効果が得られるため、それを補足する職員による点検については、随時・臨機応変に対応する体制が取れるよう必要に応じて実施することとしています。</p>
1 2	同上 【14 頁】	<p>「イ 維持管理、修繕、更新等の実施方針・・・、<u>公共施設等に係るライフサイクルコストの縮減及び・・・</u>」に修正すべき。</p> <p>〔理由等〕</p> <p>13 頁に「ライフサイクルコスト」として、何を含むかが明示されていますので、ここでも「ライフサイクルコスト」にした方が良くと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、表現を合わせた方がより分かりやすいと考えられることから、「トータルコスト」を「ライフサイクルコスト」に修正いたします。</p>